

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社興和（所在地 新潟県新潟市）及び株式会社板垣ボーリング（所在地 新潟県村上市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

平成30年 5月28日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 富樫 弘 Tel 025-370-6647（ダイヤルイン）

総務部 契約管理官 高橋 孝広 Tel 025-370-6650（ダイヤルイン）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
①株式会社興和 ②株式会社板垣ボーリング	新潟県新潟市中央区新光町6-1 新潟県村上市大毎150-1

2. 指名停止措置期間：①平成30年5月28日 ～ 平成30年6月10日（2週間）
②平成30年5月28日 ～ 平成30年6月10日（2週間）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者株式会社興和が受注した「女川法面对策工事」において、平成29年5月29日、法面にて昇降階段設置作業を行うにあたり、下請負者である上記有資格業者株式会社板垣ボーリングの作業員2名が転落し、1名が約20m下の沢に転落して死亡、1名が約15m落下し昇降用踊場で止まり重傷を負った。

5. 措置理由

上記4. について、株式会社興和及び株式会社板垣ボーリングについて、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第7号に該当することから、指名停止措置を行うものである。

また、株式会社興和について、上記措置理由に加えて「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、指名停止措置を行うものである。

（指名停止措置要領別表第1）

措 置 要 領	期 間
1～6 略 （安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 8 略	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内